

生食発1028第1号
平成28年10月28日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」の一部改正について

今般、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品に関する試験法に係る知見の集積等を踏まえ、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号食品安全部長通知）を別添のとおり改正することとしました。改正の概要は下記のとおりです。つきましては、その運用に遺漏なきようお願いするとともに、当該改正について、関係者への周知方よろしく申し上げます。

記

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品に係る知見の集積等を踏まえ、以下に掲げる3つの試験法を第3章 個別試験法に追加すること。

- ・ジフェニルアミン試験法（農産物）
- ・フルオピコリド試験法（畜水産物）
- ・プロパモカルブ試験法（畜水産物）